

平成 28 年度から英文誌をオンライン出版化するのにもない、正会員に関する記述を修正する。

＜会則の抜粋，下線部（追加）と見え消し線（削除）が改正部分＞

第 5 条 本会の会員は正会員，名誉会員，賛助会員，団体会員で構成する。正会員は本会の趣旨に賛同して入会した個人とし，その中に，~~英文誌の冊子体の配布を希望しないオンライン会員~~，大学などの教育機関に学生・院生として在籍する学生会員，会員の権利が終身認められた終身会員を置く。名誉会員は本会に特別の功勞のあった者で，会長が推挙し総会の承認を得た者とする。賛助会員は本会の趣旨に賛同し，事業を賛助するために入会した団体（または個人）とする。団体会員は会誌の配付を受けるために入会した団体または機関とする。

第 7 条 本会の会費は正会員は年 ~~10,000~~ 円とする。ただし，~~オンライン会員は年 8,000~~ 円，学生会員は年 4,000 円とする。会計年度開始時に 20 年以上の会員歴のある 70 歳以上の正会員は，本人の申し出により，終身会員となることができる。10 年以上の会員歴のある 60 歳以上の正会員は，会費 5 年分相当額の納入により，終身会員となることができる。終身会員の年会費は無料とする。団体会員は英和両誌の場合は年 20,000 円とし，それぞれどちらかの場合は 15,000 円とする。なお，国外の正会員および賛助会員の会費は別途にこれを定める。

第 8 条 会員は以下の権利をもつ。

(1)和文誌の冊子体の配付を受ける。

~~(2)英文誌の冊子体の配付を受ける。~~

(32)英文誌のオンラインジャーナルを利用する。

(43)会誌に投稿する。

(54)講演会に参加し研究発表等を行う。

(65)役員を選挙し，また役員に選任される。ただし，国内に居住する正会員に限る。

(76)日本雑草学会賞を受けることができる。また他団体の行う褒賞等に候補者として推薦を受けることができる。

(87) ただし，~~オンライン会員，学生会員は本条(2)項の適用を受けず，名誉会員，賛助会員，団体会員については英文誌の冊子体の配付を受ける権利を~~

もち、賛助会員、団体会員は本条(32)～(76)項の適用を受けない。なお、国外の正会員および賛助会員の権利は別途にこれを定める。

(付 則)

~~本会則の改正は平成 25 年 4 月 14 日より実施する。~~

本会則の改正は平成 28 年 3 月 1 日より実施する。

(平成 27 年 4 月 18 日改正)